意見書の要旨と県の検討結果

陸前高田都市計画道路の変更【岩手県決定】

番号	年月日	意見書の要旨	県の検討結果
	1		
1	Н26. 10. 31	○3・6・4号三本松相川線の変更案で計画されている今泉大橋(仮称)の位置につい	本意見は、都市計画道路3・6・4号三本松相川線の変
		て、変更前と比べ100メートル下流に南下しているが、下記の理由により、せめて変更	更に対する意見です。
		前の位置に戻すこと。	今回の変更は、漁業や農業の土地利用への配慮、気仙川
			の両岸で実施されている高田地区及び今泉地区の被災市
		(理由)	街地復興土地区画整理事業との整合並びに気仙川の横断
		①今泉大橋(仮称)は被災した誂石橋(あつらいしばし)の復旧及び代替としての役割	部における走行性及び安全性の向上等の観点から総合的
		があり、変更前の架橋位置は震災後に下矢作地区住民との話合いにより合意したもので	に検討した結果、必要最小限のルート変更と判断したもの
		あること	です。
		②誂石橋(あつらいしばし)は、昭和40年頃、通学路確保のため市と地域住民の合意	
		により建設されたものであり、変更案の位置では中学生の通学路が大幅に迂回されるこ	なお、被災した誂石橋については、陸前高田市が復旧に
		Ł	向けて検討を進めており、国との協議において概ね了解を
		③誂石橋が矢作町嶋部地区及び下矢作地区と高田町を結ぶ唯一の橋であったため、今泉	得ているところです。
		大橋(仮称)の位置が南下することにより、非常時に孤立の不安を抱えること	この件について、陸前高田市では住民説明会を開催し、
		④震災直後、気仙町から矢作町を経て、竹駒、高田町を繋ぐ唯一の道路となったこと等	今回の都市計画道路の変更について、出席者からの了承が
		から、今後も気仙川右岸側の地区における防災上重要な役割を担う路線であること	得られたところです。
		⑤国道 343 号から嶋部地区を経由して高田町とつながる市道今泉下矢作線が市中心部	
		へより近くつながること	
		⑥今泉大橋(仮称)から下流は約1キロの間に当該橋を含めて3橋となるのに対し、今	
		泉大橋(仮称)から上流の廻館橋まで約1.5キロの間に橋が無いこと	

番号	年月日	意見書の要旨	県の検討結果
2	H26. 11. 4	○道の駅の店舗と駐車場の位置を気仙中学校の建物付近に建設することを提案する理由(効果)①津波等の被災時に橋に交通が集中し、逃げ遅れる事態を防ぐ②道の駅で働く市民の安心と安全③効率的な災害遺構へのアクセス	○道の駅の店舗と駐車場の位置について 本意見は、道の駅の位置に関するご提案その他の意見で あり、今回の都市計画変更に対する意見ではないと考えま す。 なお、道の駅の位置については、現在、高田松原津波復 興祈念公園基本計画策定の検討の中で、国、県、市の三者 で検討しているところです。
		○水門に歩道橋の機能を持たせる 理由 水門に川を渡れる歩道を設置すれば (道の駅) 駐車場から一本松へのアクセスがより効率的となり、展望台としても機能し、避難タワーにもなる。	○気仙川水門について 本意見は、気仙川水門に関するご提案その他の意見であり、今回の都市計画変更に対する意見ではないと考えます。 なお、当該水門(気仙川水門)には、管理上必要となる 橋を設置予定ですが、橋の一般利用については、今後、関 係機関と調整しながら検討していきます。